

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について

平成12年11月22日
大通達甲（生企）第13号
生活安全部長から本部各課・
所・隊長、警察学校長、各警
察署長宛て

（概要）

この通達は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年制令第467号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第19号）の制定の趣旨及び要点並びに運用上の留意事項について定めたものである。